

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	新型コロナワクチン接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

市川市は、当該事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

市川市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

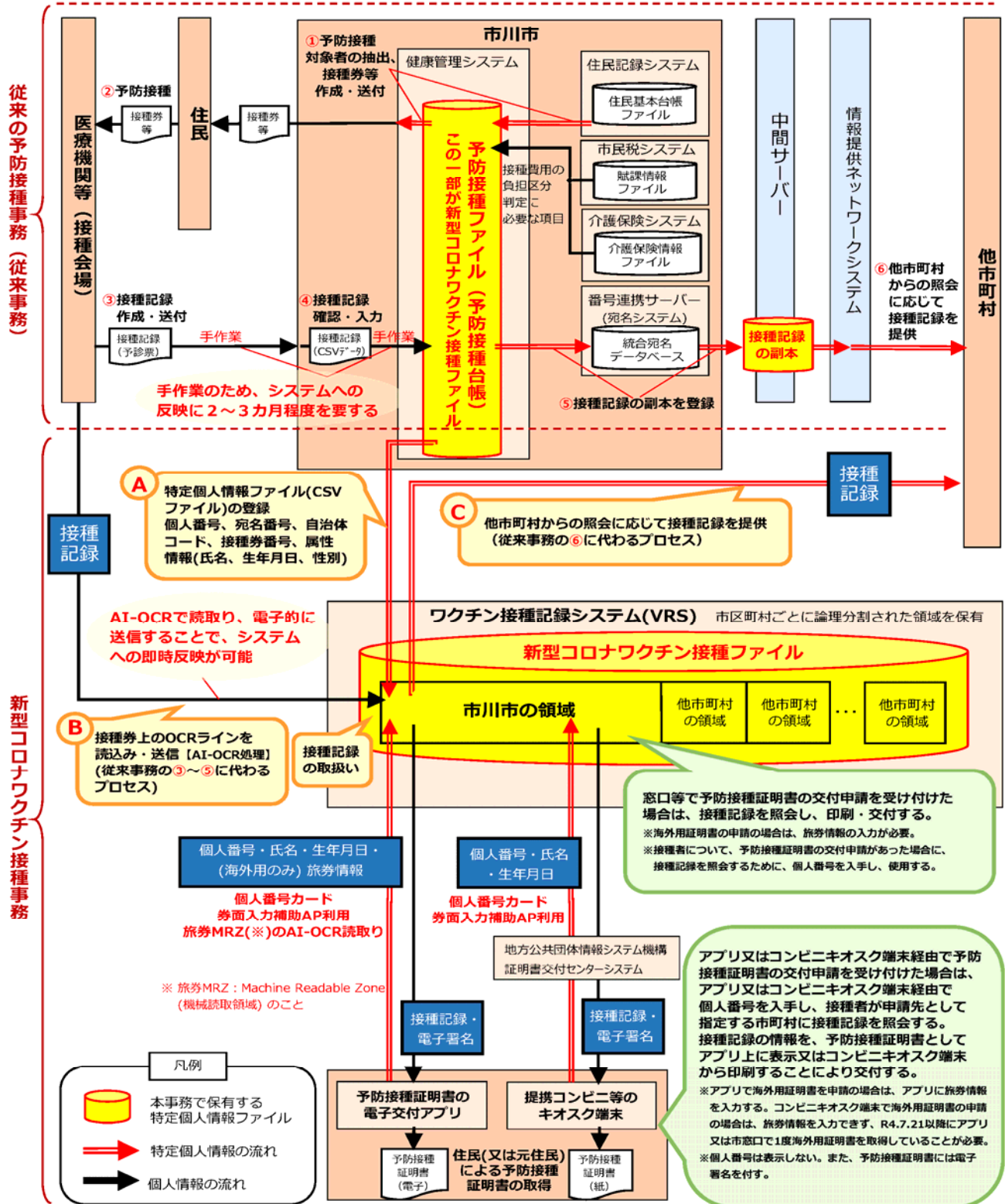
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナワクチン接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種の対象者を把握するため。 ・実施した新型コロナワクチン接種の被接種者名や被接種者情報を把握するため。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の抽出洩れ及び誤接種(誤った時期又は年齢、回数、接種間隔による接種)の発生を防止する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表第一10項(予防接種法) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><提供側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二16の2項、16の3項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の2の2 <p><照会側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二16の2項、18項、19項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健部 新型コロナウイルス対策課
②所属長の役職名	保健部 新型コロナウイルス対策課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

従来の予防接種業務では、①～④の流れで予防接種台帳に登録記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業であり、接種記録がシステムに反映されるまで2～3か月程度を要し、逐次把握が困難である。そのため、新型コロナワクチン接種事務では、A～Cの作業を行うことで、ワクチン接種記録システム(VRS)への即時反映及び逐次把握を実現する。また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請を受け付けた場合は、ワクチン接種記録システム(VRS)で接種記録を照会し交付するが、市の窓口以外にも電子交付アプリ又は提携するコンビニのキオスク端末からも交付可能である。



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
新型コロナワクチン接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法第6条第1項に基づき市川市長が実施する新型コロナワクチン接種の対象者であり、具体的には以下のとおり。 ・市川市に住民票登録のある者 ・市川市に居住する戸籍及び住民票に記載のない者 ・他市区町村に住民票登録のある者で、同市区町村長より市川市長に、その対象者への新型コロナワクチン接種の実施依頼のあった場合、その対象者
その必要性	・新型コロナワクチン接種の対象者を把握するため ・予防接種法施行規則第3条第1項各号に基づき、市川市長が実施した新型コロナワクチン接種の被接種者名や被接種者情報を記録するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	○識別情報 ・対象者を正確に特定する目的で保有する。 ○連絡先等情報 ・対象者へ通知を行う際に利用する目的で保有する。 ○業務関係情報 ・健康・医療関係情報(接種記録)については、実施した予防接種の被接種者名や被接種者情報を把握する目的で保有する。 ・地方税関係情報(課税区分等)及び介護・高齢者福祉関係情報(介護階層区分等)については、接種費用の負担区分の判定に利用する目的で保有する。(負担区分を設定する必要がない場合、この情報は利用しない。)
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	新型コロナウイルス対策課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課(住民記録システム)、市民税課(市民税システム)、介護保険課(介護保険システム)) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証 <input type="checkbox"/> その他 (明書の電子交付アプリでの電子交付及びコンビニオスク端末での交付機能を含む。)								
③入手の時期・頻度	【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】 ・予防接種の対象者の住民情報は、住民記録システムとのデータ連携により日次で入手する。 ・予防接種の対象者の地方税関係情報(課税区分等)及び介護・高齢者福祉関係情報(介護階層区分等)については、それぞれ市民税システム及び介護保険システムとのデータ連携により月次で入手する。 【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度								
④入手に係る妥当性	【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】 ○定期入手 ・本事務は対象者の正確な把握が目的であることから、市への各種手続きが行われる頻度に応じて日次又は月次入手としている。また、他課が申請者から入手している情報と同じ情報を、再度、本事務所管課が申請者から入手することは申請者への負担と業務の非効率につながるため、データ連携による方法としている。 【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】 ・市川市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・市川市からの転出者について、転出先市区町村へ市川市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16条) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、被接種者から交付申請があった場合のみ入手する。								
⑤本人への明示	【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】 ・被接種者の同意を得て入手する。 ※接種記録の入手については、予診票に、予診票の市への提出に関する同意の署名欄を設けている。 【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】 ・被接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリ及びコンビニオスク端末による交付申請を受付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。								
⑥使用目的 ※	・新型コロナワクチン接種の対象者を把握するため。 ・実施した予防接種の対象者及び接種年月日、接種内容等の履歴を把握するため。								
	変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健部 新型コロナウイルス対策課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								

⑧使用方法 ※	【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・市川市からの転出者について、転出先市区町村へ市川市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・条件を指定し対象者のデータを抽出し、接種券番号を付番する。 ・接種券及び予診票等、対象者への送付用の帳票を作成する。 	
	【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市川市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 	
	情報の突合 ※	・市川市からの転出者について、市川市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、市川市の接種記録と突合する。
	情報の統計分析 ※	特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	市民の権利利益に影響を与え得る決定は行わない。
⑨使用開始日		平成28年1月4日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		<input type="checkbox"/> 委託する () 件 <input type="checkbox"/> 委託しない () 件
委託事項1		健康管理システム運用保守業務委託
①委託内容		健康管理システムの保守、運用支援
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	健康管理システムに記録されている全ての対象者
	その妥当性	健康管理システム運用保守にあたり、委託先がシステムの管理者権限を使用した保守作業を行うもの。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙
		<input checked="" type="checkbox"/> その他 (定期的に市川市に来庁し、保守専用端末を使用しアクセスする。)
⑤委託先名の確認方法		市川市公文書公開条例(平成9年3月26日条例第2号)に基づく公開請求を受け、公開の決定が行われた場合、公開を行う。
⑥委託先名		「⑤委託先名の確認方法」のとおり。
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する ()
	⑧再委託の許諾方法	委託先及び再委託先との三者間での一部再委託の合意書の取り交わしと、委託先および再委託先間で締結した機密情報保持契約の写しを提出することで許諾する。
	⑨再委託事項	健康管理システムの保守、運用支援

委託事項2～5		
委託事項2	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付及びコンビニエンス端末での交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる新型コロナワクチン接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付及びコンビニエンス端末での交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために特定個人情報ファイルについても取り扱う必要がある
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 LGWAN回線を用いた提供(VRS本体)、本人からの電子交付アプリ及びコンビニエンス端末を用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付及びコンビニエンス端末での交付のプロセス内で実施するもの) [○] その他	
⑤委託先名の確認方法	「⑥委託者名」とおり	
⑥委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (3) 件 [○] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない	
提供先1	市町村長	
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号及び同法別表第二第16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2	
②提供先における用途	予防接種法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務	
③提供する情報	予防接種法施行規則第3条第1項各号に掲げる事項を記載した新型コロナワクチン接種に関する記録に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙	

	[]その他 ()
⑦時期・頻度	他市町村より情報照会のあった都度

提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号及び同法別表第二 16の3の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2の2
②提供先における用途	予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務、同法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務及び同法第6条第4項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務
③提供する情報	予防接種法施行規則第3条第1項各号に掲げる事項を記載した新型コロナワクチン接種に関する記録に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	都道府県より情報照会のあった都度
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナワクチン接種に関する事務
③提供する情報	市川市が情報照会を行うときは、市川市の市町村コード及び対象者の個人番号を提供する。 市川市が情報照会を受けるときは、対象者の接種記録を提供する。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS))
⑦時期・頻度	市川市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度。 市川市の転出者について、転入先市区町村が接種記録の照会を行う必要性が生じた都度。

移転先1		保健センター健康支援課	
①法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・市番号条例第4条第2項及び同条例別表第二 18の項 	
②移転先における用途		<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法第10条の保健指導の実施に関する事務 ・母子保健法第11条の新生児の訪問指導の実施に関する事務 ・母子保健法第12条の健康診査の実施に関する事務 ・母子保健法第17条の妊産婦の訪問指導等の実施に関する事務 ・母子保健法第19条の未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ・母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 	
③移転する情報		対象者に関する新型コロナワクチン接種に関する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. 基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法		<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度		情報照会の都度	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】 <市川市における措置> 市川市が管理するサーバー室内に保管している。サーバー室への入室を行う際は、市職員等により身分や目的等の確認を行うとともに、入退室の記録を行う。入退室に当たっては、ICカード及びパスワードが必要である。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①サーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。主なセキュリティ対策は以下のとおり。 ・論理的に区分された市川市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 ・電子交付アプリ及び同アプリの利用端末並びにコンビニエンス端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p>	
②保管期間		[20年以上]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
		予防接種法施行規則第3条第1項各号及び厚生労働省通知「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」別添「定期接種実施要領」の1において、少なくとも5年管理・保管すると定められている。これを参考としつつ、事務の実施にあたり過去の記録の照会が必要となる可能性も鑑み、保管期間を20年以上としている。	

<p>③消去方法</p>	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】 ＜市川市における措置＞ データを記録していた機器(サーバ及び端末)に対しては、賃貸借期間終了後、物理破壊等の確実なデータ復元防止措置を行う。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ・市川市の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・市川市の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ・クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>
<p>7. 備考</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】

＜個人基本情報＞

個人番号、世帯番号、更新者、更新日、更新時間、処理区分、住所コード、町内会コード、住所日本語、地番甲乙判定、地番 本番、地番 枝番、地番 末番、地番編集区分、方書コード、方書日本語、方書バーコード、世帯主個人番号、郵便番号、小学校区、中学校区、保健推進委員、民生委員、電話番号、FAX番号、課税世帯区分、世帯主カナ氏名、局区分、処理区分、カナ氏名、漢字氏名、通称カナ氏名、通称氏名、住民情報表示区分、生年月日、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、異動事由、異動日、異動届出日、住民になった事由、住民になった 異動日、住民になった 届出日、住民で無くなった事由、住民でなくなった 異動日、住民でなくなった 届出日、住定日 事由、住定日、住定日 届出日、住民区分、外国人判定、国籍、家族判定、家族判定 順位、特徴判定、普徴判定、課税区分、所得割、Eメール1、Eメール2、転入前住所、転出後住所、送付用市内住所コード、高齢者インフルエンザ用負担区分、おたふく用負担区分、介護階層区分、氏名利用区分、個人情報表示設定2、個人情報表示設定3、個人情報表示設定4、個人情報表示設定5、ソート用続柄、総合被保険者番号、外国人住民日、第30条45規定区分、在留資格、在留期間等(yymmdd)、在留期間等終了日、在留カード等番号、氏名文字数、通称名優先氏名文字数、送付用優先氏名文字数、検索用カナ氏名、検索用通称カナ氏名、郵便番号

＜予防接種各種データ＞

接種コード、接種回数、接種・予診日、年度、性別、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、対象外判定、接種判定、混合接種 何種、請求月、実施医療機関、接種番号、接種会場、問診医、接種医、所属、LotNo、接種量、発赤 反応直径、反応短径、硬結 反応直径、反応短径、二重発赤 反応直径、反応短径、所見、判定、精密検査結果、抗体価検査、特記事項、未接種理由、予診フラグ、実施区分、バッチNo、医師の判断、肺炎球菌種類

【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】

＜健康管理システムに記録する項目＞

西暦年度、宛名番号、接種日、更新者、更新日、更新時間、性別、接種種別、接種回数、接種判定、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、受診時国保区分、請求日(月)、実施医療機関、実施場所、実施区分、問診医、接種医、接種番号、メーカー、Lot.No、接種量、未接種理由、予診フラグ、特記事項、自治体コード、接種会場(日本語)、接種医(日本語)、VRS取込日、VRS移出日、パンチデータ取込日

＜ワクチン接種記録システム(VRS)に記録する項目＞

個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

新型コロナワクチン接種ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

<p>対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p>	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の情報の入手は、原則として、住民記録システムに記録されている住民情報に限定し、システム上で定義することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 紙で入手する場合は、本人確認を行うことで、対象者以外の情報の入手を防止する。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 市川市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 市川市からの転出者について、市川市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 市川市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、市川市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付及びコンビニエンス端末での交付における個人番号の入手) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>
<p>必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p>	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の各種情報の入手は、原則として、庁内連携する関係システムに記録されている住民情報の必要最低限の項目のみに限定し、システム上で定義することで、必要な情報以外の入手を防止する。 紙で入手する場合は、事前に申請書様式を定めることで、必要な情報以外の入手を防止する。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付機能及びコンビニエンス端末での交付機能) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康管理システムにおいて、各業務及び権限に応じたアクセス制御を行うことで、不適切な方法での入手を防止する。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付機能及びコンビニエンス端末での交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を本人から直接入手する場合は、番号確認及び本人確認を行うことにより、入手した特定個人情報が不正確であることを防止する。 ・本人の代理人から入手する場合は、以上の確認と合わせて委任状の確認を実施する。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付機能及びコンビニエンス端末での交付機能)</p> <p>個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・「入手の際の本人確認の措置の内容」に記述する確認作業を行うことにより、本人確認とともに個人番号の真正性確認を行う。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「入手の際の本人確認の措置の内容」に記述する確認作業を行うことにより、本人確認とともに特定個人情報の正確性確保を行う。 ・職員が収集した情報に基づいて、必要に応じ適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付機能及びコンビニエンス端末での交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、ワクチン接種記録システム(VRS)において真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市の庁内ネットワーク及びシステムは、総務省が策定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠した情報セキュリティポリシーを適用することにより外部からのサイバー攻撃及び内部からの不正アクセス対策を行っており、これにより、情報漏えい、紛失等を防止している。主な対策は以下のとおり。 ア. 庁内ネットワークの領域を、個人番号利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系を分離し、特定個人情報ファイルは個人番号利用事務系で保管及び利用を行う。 イ. 個人番号利用事務系はインターネットから完全に隔離している。また、アクセスを行う際、生体認証含む2要素認証を行っている。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)で入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付機能及びコンビニエンス端末での交付機能) 電子交付アプリとワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。コンビニエンス端末とワクチン接種記録システム(VRS)との間の通信も同様の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)で入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、各市町村の予防接種台帳のデータを、国が用意した各自治体ごとに論理分割されたデータベースに格納して利用するため、全自治体で使用可能なクラウド基盤に構築されている。また、LGWAN経由で情報の入手・提供を行う。なお、当該基盤は情報セキュリティ及び個人情報保護の国際規格を満たしており、データの暗号化や侵入検知機能を備える等、十分な情報セキュリティ対策が行われている。(「ワクチン接種記録システム(VRS)に関するお問合せと回答(2021年4月1日版)」(R3.4.1政府CIOポータルNo.I-13参照)) ・市川市においては、当該システム利用について、担当職員に研修を実施することにより不正利用の防止を行う。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市の庁内連携システムから住民情報を入手する場合は、情報の紐付けは宛名番号によって行う。庁内で連携するシステムにおいて、業務に利用する必要最低限の情報を定義し、定義された情報以外との紐付けを防止する。 ・他市区町村から情報提供ネットワークシステム経由で住民情報を入手する場合は、情報の紐付けは個人番号によって行う。他市区町村への情報照会用のシステムである番号連携サーバにおいて、番号法に基づき情報を定義し、定義された情報以外との紐付けを防止する。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村から住民の新型コロナワクチンの接種情報を入手する場合のみ、情報提供ネットワークシステムでなく、ワクチン接種記録システム(VRS)から情報を入手する。同システムにおいては、新型コロナワクチン接種に関する情報のみを定義し、定義された情報以外との紐付けを防止する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークの個人番号利用事務系へのアクセス権は、各課室からの申請に基づき庁内ネットワーク管理者がアカウントの作成を行う手順とし、また、ログオンの際に生体認証を含む2要素認証を行うことにより、権限のない者によって不正に使用されることを防止する。 ・健康管理システムのアクセス権は、各課室からの申請に基づき、システム管理者がアカウントの作成及び必要最低限の権限付与を行う手順とし、また、ログインの際にパスワードで認証を行うことにより、権限のない者によって不正に使用されることを防止する。 ・庁内ネットワーク管理者及びシステム管理者により、定期的にアクセス権を点検し、不要なアカウント及び権限の削除を行うことで、権限のない者によって不正に使用されることを防止する。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <p>権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。</p> <p>ア. ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。</p> <p>イ. LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。</p> <p>ウ. ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。</p> <p>エ. ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワークの個人番号利用事務系へのアクセス権は、各課室からの申請に基づき庁内ネットワーク管理者がアカウントの作成を行う。 ・健康管理システムのアクセス権は、各課室からの申請に基づき、システム管理者がアカウントの作成及び必要最低限の権限付与を行う。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内ネットワークの個人番号利用事務系へのアクセス権は、各課室からの申請に基づき市内ネットワーク管理者がアカウントの作成を行う。 ・健康管理システムのアクセス権は、各課室からの申請に基づき、システム管理者がアカウントの作成及び必要最低限の権限付与を行う。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	個人番号利用事務系端末の限定及び研修教育により、職員による事務外での使用を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・市川市からの転出者について、市川市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・被接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約約款に個人情報及び情報セキュリティの取扱いに関する事項を定めている。また、約款とは別途締結する「特定個人情報保護に関する覚書」に、特定個人情報の取扱いに関する事項を定めている。 ・契約時等に、これらの事項の遵守状況について、専用のチェックリストを使用し確認している。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <p>市川市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システム（VRS）の利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付及びコンビニエンス端末での交付機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託している。当該確認事項には、次の内容が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール 消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付機能及びコンビニエンス端末での交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	職権及び担当業務ごとにアクセス権を定め、制限している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先と締結する「特定個人情報保護に関する覚書」に、特定個人情報の委託先から他社への提供禁止等について定めている。 ・契約時等に、これらの事項の遵守状況について、専用のチェックリストを使用し確認している。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先への特定個人情報の提供は業務上の必要最低限とする。 ・委託先と締結する「特定個人情報保護に関する覚書」に、機密事項保持等について定めているが、具体的な方法等については業務ごとの個別の打合せにより定める。健康管理システム上の特定個人情報ファイルを取り扱う作業については、ファイルの外部持出しを禁止しており、委託先担当者が市川市に来庁し、職員立会いのもとで作業を行うものとしている。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先と締結する「特定個人情報保護に関する覚書」に、委託者の指示に従い抹消すること等について定めている。 ・契約時等に、これらの事項の遵守状況について、専用のチェックリストを使用し確認している。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約単位で、委託先と、以下の規定を含む「特定個人情報保護に関する覚書」を締結している。 ①特定個人情報の機密保持義務 ②特定個人情報の保護管理体制の維持 ③特定個人情報を取扱う従業者の限定及び明確化 ④従業者に対する監督・教育 ⑤特定個人情報の取扱いの記録 ⑥受託目的以外の特定個人情報の利用の禁止 ⑦第三者への特定個人情報の提供の禁止 ⑧特定個人情報の複写又は複製の禁止 ⑨特定個人情報の無断持出しの禁止 ⑩事故発生時の報告義務 ⑪特定個人情報の返還、抹消又は廃棄義務 ⑫再委託の禁止又は制限 ⑬委託先の事業所への立入検査に応じる義務 ⑭損害賠償義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先及び再委託先との三者間での一部再委託の合意書にある特定個人情報保護に関する委託先及び再委託先間で締結した機密情報保護契約に基づき、特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作ログを収集し、記録の確認をする。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム（VRS）では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提供は、原則として、委託や情報提供ネットワークシステムを通じたもの及びワクチン接種記録システム（VRS）を通じるもの以外は実施しない。 ・移転は、原則として、移転元・移転先のシステム及び条件、項目を定義し、システムで制御して実施する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供は、原則として、委託や情報提供ネットワークシステム及びワクチン接種記録システム（VRS）を通じたもの以外は実施しない。 ・移転は、原則として、移転元・移転先のシステム及び条件、項目を定義し、システムで制御して実施する。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市川市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム（VRS）を用いて提供する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供は、原則として、委託や情報提供ネットワークシステム及びワクチン接種記録システム（VRS）を通じたもの以外は実施しない。 ・移転は、原則として、移転元・移転先のシステム及び条件、項目を定義し、システムで制御して実施する。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転出元市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 市川市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信する。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの制御外の提供・移転が必要となった場合、目的及び根拠法令を確認のうえ所属長に申請を行い、許可された場合のみ実施する。 <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LGWAN 端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、市川市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<市川市における措置> ・中間サーバーへ情報を登録する際に、登録した情報、日時等を記録し、不正な提供を抑止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容	<市川市における措置> ・庁内ネットワークの特定個人情報ファイルを取扱う領域をインターネットから隔離し、サイバー攻撃による漏えい等を防止している。 ・情報提供のログを記録し、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><市川市における措置> 中間サーバーへの情報の登録を適切な頻度で行い、その正確性を担保する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
---	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>

<p>⑤物理的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> <p>【既存の事務に関する事項】 <市川市における措置> ・サーバー室へは、市職員が身分や目的等の確認を行い、許可された者以外は立入禁止としている。また、入退室は全て記録を行う。入室に当たっては開錠用のICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・特定個人情報ファイルの消去が必要な場合は、原則として、庁舎内で職員の立ち合いのもとハードディスクの物理的破壊を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・ サーバー設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・ 日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p>
<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p> <p>【既存の事務に関する事項】 <市川市における措置> ・庁内ネットワークの特定個人情報ファイルを取扱う領域をインターネットから隔離し、サイバー攻撃による漏えい等を防止している。 ・生体認証を含む2要素認証による厳重な本人確認を行うとともに、原則として外部記憶媒体の接続ができないよう制御を行い、内部不正を防止している。 ・ウイルス対策ソフトをインストールし、パターンファイルを随時更新している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【新型コロナワクチン接種により追加で発生する事項】 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・ 論理的に区分された領域にデータを保管する。 ・ 当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・ 個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・ 国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・ 当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・ LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付アプリでの電子交付機能及びコンビニオスク端末での交付機能) ・電子交付アプリ及びコンビニオスク端末には、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。コンビニオスク端末とワクチン接種記録システム(VRS)との間の通信も同様の対応をしている。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存する者の特定個人情報と同様の方法による保管及び安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・日次で住民記録システムより情報を入手・更新することにより、古い情報のまま保管され続けることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・住民記録システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより古い情報の排除を担保する。 ・サーバーの廃棄又は返却等を行う場合、原則として、庁舎内で職員立ち合いのもと、記憶媒体の物理的破壊を行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】 <市川市における措置> ・評価書への記載内容通りの運用ができていないか、また、評価の再実施や修正を行う必要はないか、年1回以上、評価書の見直し兼点検を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】 <市川市における措置> ・特定個人情報を取扱う部署を対象に、特定個人情報の取扱いに関する内部監査を年1回以上実施する。内部監査は、書類審査又はヒアリングによる方法で実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】 <市川市における措置> ・全職員を対象に、情報セキュリティ研修を年1回以上実施している。 ・特定個人情報を取扱う担当者を明確化するとともに、担当者を対象に、特定個人情報の安全管理措置に関する研修を各年1回以上実施している。また、事務ごとに、特定個人情報の取扱いに関する留意点を含むマニュアルを作成し、担当者に周知している。 ・各研修では、法令及び内部規則に違反した場合における罰則や懲戒規定を周知している。 ・委託先に対しては、担当者の明確化及び担当者への研修・教育を指示し、その結果報告を求めている。これらは、特定個人情報保護に関する覚書において規定している。 ・情報システム部門において、情報システムに関する業務継続計画を策定している。また、この計画の実効性を担保するため、定期的に訓練又は研修を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。</p> <p>【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。</p>

3. その他のリスク対策

【既存の予防接種に関する事務と同様の事項】

①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

【新型コロナワクチン接種に関する事務特有の事項】

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 市川市 保健部 新型コロナウイルス対策課 電話(代表)047-334-1111
②請求方法	個人情報の保護に関する法律に基づく書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: コピー代を実費として徴収している。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	健康管理システム
公表場所	市公式Webに掲載している。 URL: http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen01/1111000224.html また、総務課(千葉県市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎4階)窓口においても閲覧可能としている。
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒272-8501 千葉県市川市八幡1丁目1番1号 市川市 保健部 新型コロナウイルス対策課 電話(代表)047-334-1111
②対応方法	電話による対応を受け付ける

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月31日	新規作成	—	本評価書の内容は、令和3年度は「予防接種に関する事務」の内容に含めていたが、令和4年4月に組織改編があったこと及び新型コロナワクチン接種事務が既存の予防接種事務とデータ管理方法・リスク評価が大幅に異なることから、新型コロナワクチン接種事務の部分のみ評価書を独立するもの	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種記録システム(VRS)の新機能の実装等に伴う実施であり、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定に基づく緊急時の事後評価を適用するもの
	I 1 ② I 2 システム1 ② I 4 ① II 2 ③ その必要性 II 2 ④ その妥当性	被接種者及び接種年月日、接種ワクチン等	被接種者名や被接種者情報	事後	同内容の文言における、記載の更新。
	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠	<p><提供側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二16の2項、16の3項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の2の2 <p><照会側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二16の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2 	<p><提供側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二16の2項、16の3項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、第12条の2の2 <p><照会側></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二16の2項、18項、19項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2 	事後	法令の改正等に伴う、記載の更新。
	II ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 ※ その必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種の対象者を把握するため ・予防接種法施行令第6条の2第1項に基づき、市川市長が実施した新型コロナワクチン接種の被接種者及び接種年月日、接種ワクチン等を記録するため 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナワクチン接種の対象者を把握するため ・予防接種法施行規則第3条第1項各号に基づき、市川市長が実施した新型コロナワクチン接種の被接種者名や被接種者情報を記録するため 	事後	法令の改正等に伴う、記載の更新。
	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	<p>○業務関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康・医療関係情報(接種記録)については、実施した予防接種の被接種者名や被接種者情報を把握する目的で保有する。 ・地方税関係情報(課税区分等)及び介護・高齢者福祉関係情報(介護階層区分等)については、接種費用の負担区分の判定に利用する目的で保有する。(現在、本事業は全額公費負担であるため、本事業においてこの情報の利用は行っていない。) 	<p>○業務関係情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康・医療関係情報(接種記録)については、実施した予防接種の被接種者名や被接種者情報を把握する目的で保有する。 ・地方税関係情報(課税区分等)及び介護・高齢者福祉関係情報(介護階層区分等)については、接種費用の負担区分の判定に利用する目的で保有する。(負担区分を設定する必要がない場合、この情報は利用しない。) 	事後	記載の更新。
	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託	<p>⑦再委託の有無 再委託しない</p> <p>⑧再委託の許諾方法 未記入</p> <p>⑨再委託事項 未記入</p>	<p>⑦再委託の有無 再委託する</p> <p>⑧再委託の許諾方法 委託先及び再委託先との三者間での一部再委託の合意書の取り交わしと、委託先および再委託先間で締結した機密情報保持契約の写しを提出することで許諾する。</p> <p>⑨再委託事項 健康管理システムの保守、運用支援</p>	事後	健康管理システムを扱うSEの人材不足に伴い、やむを得ず、再委託を認めたもの。
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	予防接種法施行令第6条の2第1項各号に掲げる事項を記載した新型コロナワクチン接種に関する記録に関する情報	予防接種法施行規則第3条第1項各号に掲げる事項を記載した新型コロナワクチン接種に関する記録に関する情報	事後	法令の改正等に伴う、記載の更新。
	II ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務、同法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務及び同法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務	予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務、同法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務及び同法第6条第4項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務	事後	法令の改正等に伴う、記載の更新。

